福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日時

平成23年6月20日(月) 午前10時30分開会 午前11時20分閉会

2 場所

杉妻会館 3階 石楠花

3 議事

県北都市計画道路3・1・102号松川北矢野目線(一般国道13号福島西道路南伸)環境影響評価準備書について

- 4 出席者等
- (1) 福島県環境影響評価審査会 9名
- (2) 事務局 4名
- (3) 傍聴者 10名
- 5 議事概要
- (1) 県北都市計画道路3・1・102号松川北矢野目線(一般国道13号福島西道路南伸)環境 影響評価準備書について

事務局より、資料に基づき説明し、質疑応答等を行った。

発言要旨については、以下のとおり。

【委員】

避難口は設置するのか。

【事務局】

今後の設計で、必要となれば設置されるものと思われる。環境影響評価手続き終了後に具体的な設計ができるものが多い。そのため、知事意見としては、それらの状況を現時点で考慮したものとしている。

【委員】

知事意見1(3)の事業の内容を変更する必要が生じた場合とは、どの時点のことか。

【事務局】

事業完了時までをイメージしている。

【議長】

この事業は、具体的にいつごろからスタートするのか。

【事務局】

アセス以外の手続きもあるが、来年度の着工を目指していると聞いている。

【委員】

最近の審査案件については、以前の審査案件と比べて、未定の項目が多くなっている。 決まっていないことを審査するのは難しい。今後、簡略化したアセスなど、決まってな い案件が増えることが予測されるが、どこかで提出される書類を差し戻すようなことは あるのか。

【事務局】

環境影響評価法が改正されて、戦略的環境影響評価が法制化された。これは、方法書の前に計画の概要をオープンにして、住民等の理解を得るというもの。環境アセスメントをしないとでてこない問題等もあるので、そういった中での審査をお願いする。

【委員】

設計段階や、工事の段階で変わるものもある。予測の不確実性が高まると、事後調査の必要性、重要性も高まる。事後調査について審査会に報告し、了承を得る等することを記載してはいかがか。

【事務局】

事後調査については、条例で担保している。特出し明文化の検討については、反映されているものと考えている。

【委員】

事前、事後の間の事中はどちらになるのか。

【事務局】

条例上のタイミングとしては、評価書の前、評価書の後、着工後の場合がある。変更の内容や程度により、手続きが必要となるものもある。工事の着工後が事後調査となる。

【委員】

事後調査の報告は、この審査会には上がらないという認識でよろしいか。

【事務局】

提出された事後報告書の内容を確認して、新たな保全措置が必要となるかを判断する 場合に、必要に応じて、先生方にアドバイスをいただくようなことは考えている。

【議長】

事後調査の意見は、騒音について述べているが、その他の項目について述べなくてよいのか。

【事務局】

事後調査については、準備書中に記載されてるものであるが、騒音については、基準 超過の予測をしていることから、特に記載したもの。

【委員】

騒音であれば定量化され評価しやすいものであるが、動植物については、工事の影響なのか、自然の変化なのか判断が難しいので、事後調査としているのか。

【事務局】

事後調査は、条例に基づき行うものである。

【議長】

震災等、外部の条件が変わると、評価も変動するもの。 知事意見案について、修正はない。

(2) 今後のスケジュール等

事務局から、今後の知事意見通知までの手続き等について説明。